

# 大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金交付規程

## 大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金事務局

### (趣旨)

- 第1条 本事業は、大分空港からの国際線利用を促進し、県民等の国際交流機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、大分空港国際線グループ利用促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、株式会社 JTB 大分支店が大分空港発着の国際線の利用に対して補助金による助成を実施するのに要する経費に対し、知事から交付を受けた大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金を原資として補助金を交付するものとし、その交付については、要綱、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 2 この規程は、要綱に基づき、株式会社 JTB 大分支店が、大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金事務局（以下「事務局」という。）を設置して行う補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。
- 3 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「補助対象事業」とは、大分空港発着の国際線を3人以上のグループで利用することとする。
- (2) 「補助対象事業者」とは、次条の条件を満たし、補助対象事業を実施する者をいう。

### (補助の対象等)

- 第2条 補助対象事業者は、次のいずれの条件も満たすものとする。
- (1) 大分空港発着の国際線を3人以上のグループで利用すること。ただし、保護者同伴で座席を使用しない（同伴者の膝の上に座り搭乗する）幼児は、グループの人数に算入しない。
- (2) 大分空港発着の国際線を全員で往復利用すること。ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。
- (3) 構成員に添乗員を含まないこと。
- (4) グループの全員が大分県に住民登録があるまたは大分県内に在住していること。
- 2 補助金の交付の対象となる利用期間は、令和8年6月1日以降に日本国を出発し、令和8年10月24日までに帰国する旅行とする。
- 3 補助金は、渡航に要する経費に充てなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除くものとする。
- (1) 国又は地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施又は主催するもの
- (2) 国又は地方公共団体が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施又は主催するもの
- (3) 国又は地方公共団体が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施又は主催するもの
- (4) その他大分県又は事務局が不相当と認めるもの
- 5 補助対象となるグループの全員は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 6 補助対象となるグループの全員は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
大分空港発着の国際線を利用する補助対象事業者に対し、補助金を交付するための経費※	定額	補助金の額は、1人につき5千円とする。ただし、全員が30歳未満(保護者同伴で座席を使用しない(同伴者の膝の上に座り搭乗する)幼児は対象外。)の場合は、1人につき8千円とする。なお、1グループあたりの申請額の上限額は300千円とする。

※対象期間内の旅行であっても、予算がなくなり次第、申請の受付を中止します。

(補助金の交付申請及び実績報告・交付)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者による申請は、補助金交付申請・実績報告書兼請求書(別記第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業終了日の翌日から起算して30日以内または令和8年11月7日のいずれか早い日までに事務局に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定・交付)

第5条 事務局は、前条の補助金の交付申請及び実績報告・請求を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金を交付するものとする。この場合、申請者名義の口座への補助金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、申請書類に不備等がある場合、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 事務局は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次のいずれかに該当する場合には、補助の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

(その他必要な事項)

第7条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年度の予算に係る大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金から適用する。

別記第1号様式(第4条関係)

大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金  
 交付申請・実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金事務局

下記のとおり、大分空港国際線グループ利用促進事業として補助を受けたいので、同事業交付規程第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請並びに報告します。なお、本申請当たり、提出する申請書及び添付書類に記載されている個人情報、本事業の実施に関する業務に必要な範囲内で、大分県又は事務局、事務局からの委託先、関係機関に提供されることを同意します。

申請者	住所	〒	
	代表者氏名	電話番号	メールアドレス

次の5点を誓約(同意)の上、□にレ点をつけてください。

- 補助金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行っていません。
- 補助金を他の用途に転用し、又は補助決定の内容及び条件、指示等に違反しません。
- 交付規程第2条第1項から第6項に定める条件をいずれも満たしています。
- グループの全員が大分県に住民登録がある又は大分県内に在住しています。
- 上記の誓約(同意)事項に違反した場合、又はその他条件、指示等に違反した場合は、大分県又は事務局の決定に従い補助金を返還します。

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
行先				
利用者数	人(※添乗員は含めない)			
利用便	令和 年 月 日	大分空港発	便	
	令和 年 月 日	大分空港着	便	
取扱旅行会社 (個人で手配された場合は空欄)		取扱旅行会社 電話番号 (個人で手配された場合は空欄)		

大分空港国際線グループ利用促進事業として補助を受けたいので、次の書類を添付のうえ、同事業交付規程第4条の規定により、請求します。

- 【請求に必要な添付書類】添付の漏れがないか、確認のうえ、□にレ点をつけてください。
- 航空券の半券等
  - 年齢を証明する書類(全員が30歳未満のグループの場合)
  - <申請者と口座名義人が異なる場合>
  - 委任状(参考様式)

請求金額		金	円
振込口座	金融機関名	銀行	支店
	口座番号 (フリガナ) 名義	(普通・当座)	

【参考様式】

令和 年 月 日

大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金事務局

(住 所)

(代 表 者)

(電話番号)

委任状

大分空港国際線グループ利用促進事業費補助金の請求に係る全ての権限を下記の者に委任  
します。

記

- 1 委任者  
(代表者名)
- 2 受任者  
(受任者名)  
(受任者住所)  
(電話番号)